

第3節 個別的労使関係調整事件の取扱状況

当労働委員会では、個別的労働関係紛争の解決の促進に関する法律制定の動きを受け、労働委員会の持つ労使紛争解決のノウハウや公労使三者構成の特徴を生かして個別的労使紛争の解決を図ることとし、全国に先駆けて平成13年4月から個別的労使紛争解決サービスを開始した。サービス開始から令和7年で25年となることから、この間の個別的労使関係調整事件の取扱状況について取りまとめた。

1 申請状況

(1) 申請件数

個別的労使関係調整事件の申請件数は、制度開始の平成13年4月から令和7年までの25年間で114件あり、年平均にすると4.6件、最も多かったのは、平成29年の11件であった。平成25年には0件となったが、平成26年以降は毎年申請があり、平成28年には10件、平成29年には11件の申請があった（表1、図1）。

全国の労働委員会の申請件数は、平成21年をピークに減少し、直近5年間をみると200件台で推移している（表1、図1）。

表1 個別的労使関係調整事件の申請件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
本 県	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
全 国	—	157	286	320	288	319	339	445	534	423	400	335	325
	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
本 県	2	6	10	11	4	2	4	2	4	4	5	5	114
全 国	358	350	310	271	309	330	284	243	230	258	285	—	7,399

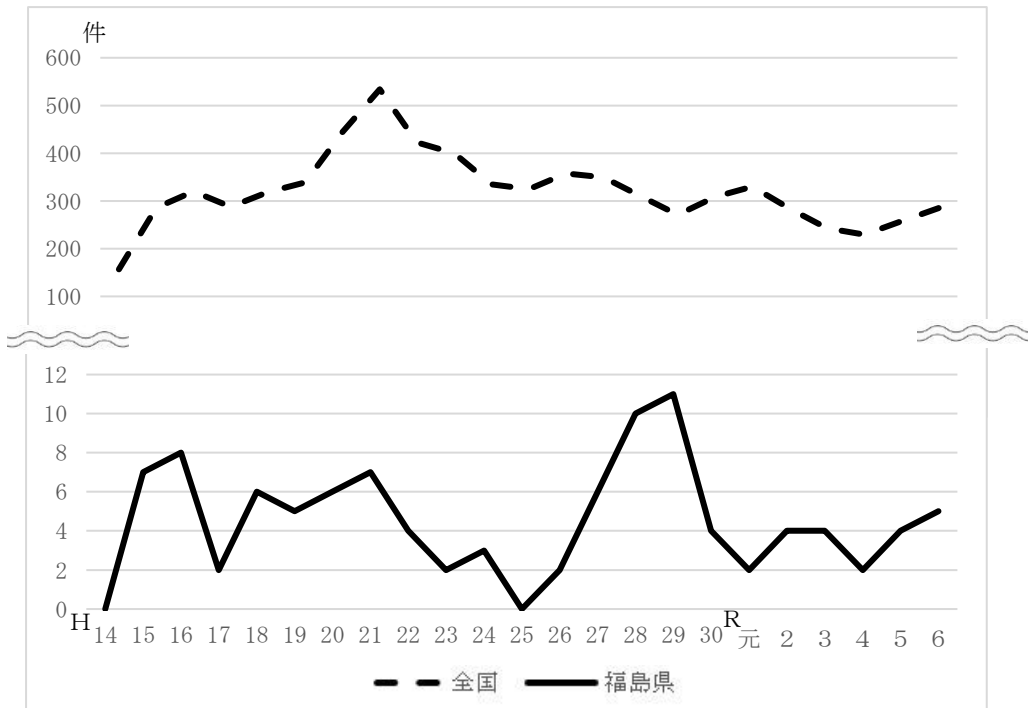
（出典：中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」）

（注1）平成13年の数値について、本県は制度を開始した4月からの集計としており、全国の集計は行われていない。

（注2）全国の数値は、個別労働紛争に関する制度を実施している労委の申請件数を計上している（平成15年以降は44労委）。

（注3）令和7年については、本県の申請件数のみを記載し、全国の数値は、とりまとめ時点で未確定であるため計上していない。

図1 個別的労使関係調整事件の申請件数



なお、労働審判制度が開始した平成18年から令和6年までの19年間に於ける個別労働紛争処理制度に関する各機関（全国の労働委員会あつせん、労働局あつせん、労働審判）の申請件数状況は、以下のとおりである（表2）。あつせんについては、平成20年から平成21年にかけてリーマンショックによる経済雇用情勢の悪化により申請件数が増加したものの、その後は減少傾向にある。一方で、労働審判については平成21年に3,000件を超えて以降、毎年3,000件ペースで推移している。

表2 各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
労働委員会あつせん	319	339	445	534	423	400	335	325	358	350
労働局あつせん	6,824	7,146	8,457	7,821	6,390	6,510	6,047	5,712	5,010	4,775
労働審判	1,163	1,563	2,417	3,531	3,313	3,721	3,660	3,627	3,496	3,713

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
労働委員会あつせん	310	271	309	330	284	243	230	258	285
労働局あつせん	5,123	5,021	5,021	5,187	4,255	3,760	3,492	3,687	3,866
労働審判	3,303	3,388	3,678	3,665	3,907	3,609	3,208	3,473	3,359

（出典：中央労働委員会集計資料「各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況」）

（注）労働局あつせんは年度の件数である。労働審判は平成30年までは年度、令和元年以降は暦年の件数である。

(2) 申請者の労使別件数

個別的労使関係調整事件の申請者を労使別にみると、平成13年から令和7年までの25年間で申請のあった114件のうち111件(97%)が労働者からの申請であり、使用者からの申請は3件(3%)であった(表3)。

表3 個別的労使関係調整事件の労使別申請件数

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数		5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
	労働者	5		7	8	2	6	5	5	7	4	2	3	
	使用者								1					
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
申請件数		2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
	労働者	2	6	10	10	4	2	4	4	2	4	4	5	111
	使用者				1							1		3

(3) 申請者の男女別件数

個別的労使関係調整事件の申請者を男女別にみると、申請のあった114件のうち83件(72.8%)が男性からであり、女性からが28件(24.6%)、使用者(法人)からが3件(2.6%)であった(表4)。

表4 個別的労使関係調整事件の男女別申請件数

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数		5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
	男性	3		4	4	2	2	4	4	6	4	1	3	
	女性	2		3	4		4	1	1	1		1		
	使用者								1					
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
申請件数		2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
	男性	2	6	8	7	4	1	4	4	1	4	2	3	83
	女性			2	3		1			1		2	2	28
	使用者				1							1		3

(4) 申請者の雇用形態別件数

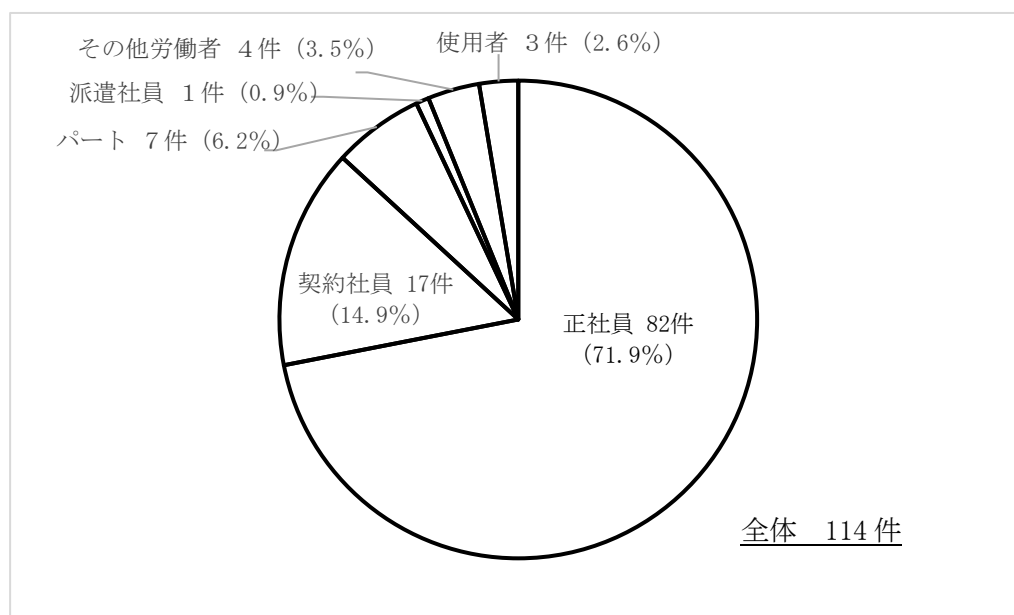
個別的労使関係調整事件の申請者を雇用形態別にみると、申請のあった 114 件のうち 82 件 (71.9%) が正社員からの申請であり、契約社員からが 17 件 (14.9%)、パートタイマーからが 7 件 (6.2%) であった。特に労働者派遣法が改正された平成 27 年以降は、契約社員からの申請が増加している (表 5、図 2)。

表 5 個別的労使関係調整事件の雇用形態別申請件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
申請件数	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
正社員	4		7	6	2	3	4	5	6	3	2	3	
契約社員	1						1		1	1			
派遣社員													
パート						3							
その他労働者				2									
使用者								1					

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
申請件数	2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
正社員	2	5	9	5	1		3	1	1	4	4	2	82
契約社員		1		1	3	1		3	1			3	17
派遣社員							1						1
パート				3		1							7
その他労働者			1	1									4
使用者				1							1		3

図 2 個別的労使関係調整事件の雇用形態別申請件数【H13～H7】



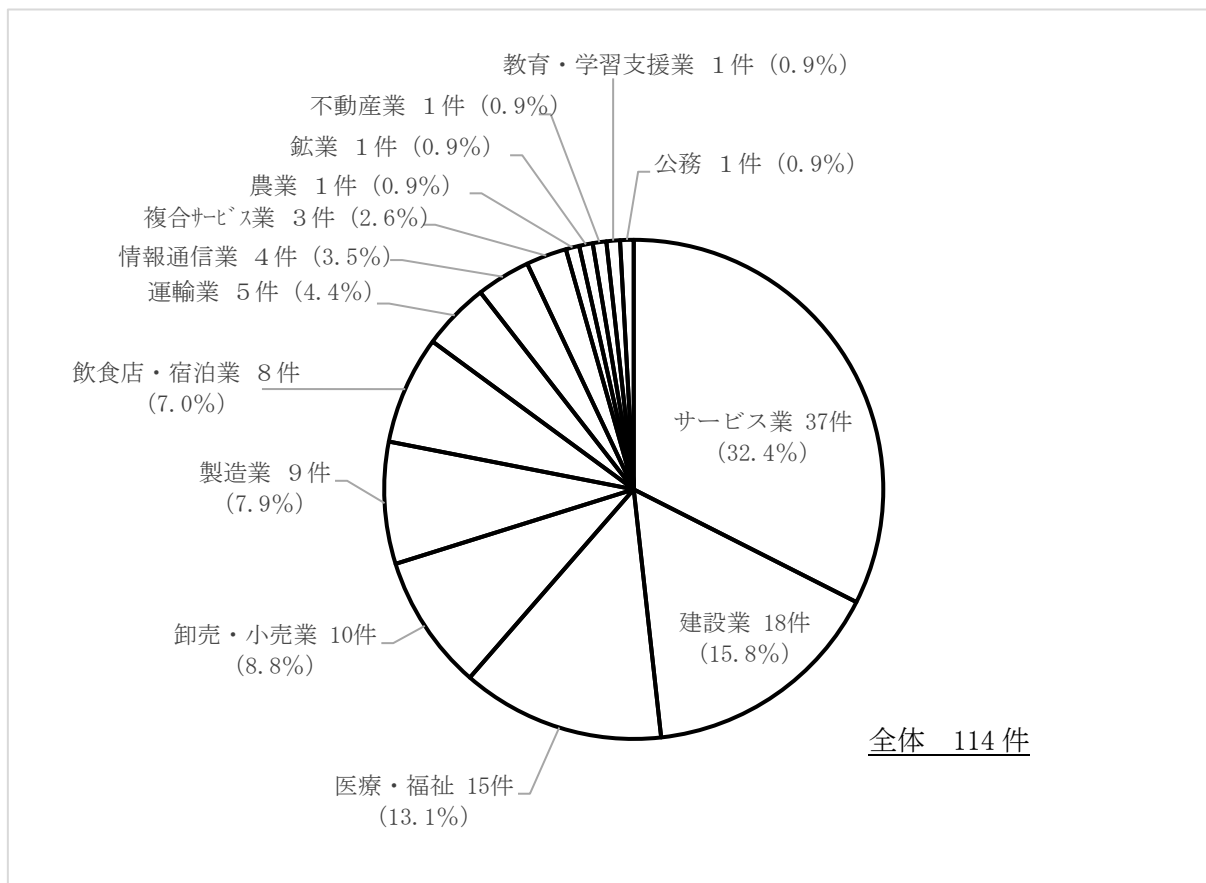
(5) 産業別件数

個別的労使関係調整事件を産業別にみると、サービス業が 37 件 (32.4%) と最も多く、次いで建設業 18 件 (15.8%)、医療・福祉 15 件 (13.1%)、卸売・小売業 10 件 (8.8%)、製造業 9 件 (7.9%)、飲食店・宿泊業 8 件 (7.0%) の順となっている (表 6、図 3)。

表 6 個別的労使関係調整事件の産業別申請件数

	農業	鉱業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業	公務	計
H13				1		1				2	1				5
H14															0
H15	1		4		1			1							7
H16							2		2	1			3		8
H17				1						1					2
H18										2			4		6
H19				1	1	1	1			1					5
H20				1			2		1				2		6
H21		1	1									1	4		7
H22				1					1			1	1		4
H23							1						1		2
H24				2									1		3
H25															0
H26										1				1	2
H27										1			5		6
H28			5							2			3		10
H29			1		1		1		2	2		1	3		11
H30			1	1			1						1		4
R元													2		2
R 2				1			1						2		4
R 3			1			2			1						4
R 4			1				1								2
R 5			2			1							1		4
R 6			1							1			3		5
R 7			1		1				1	1			1		5
計	1	1	18	9	4	5	10	1	8	15	1	3	37	1	114

図3 個別的労使関係調整事件の産業別件数【H13～R7】



(6) 調整事項別件数

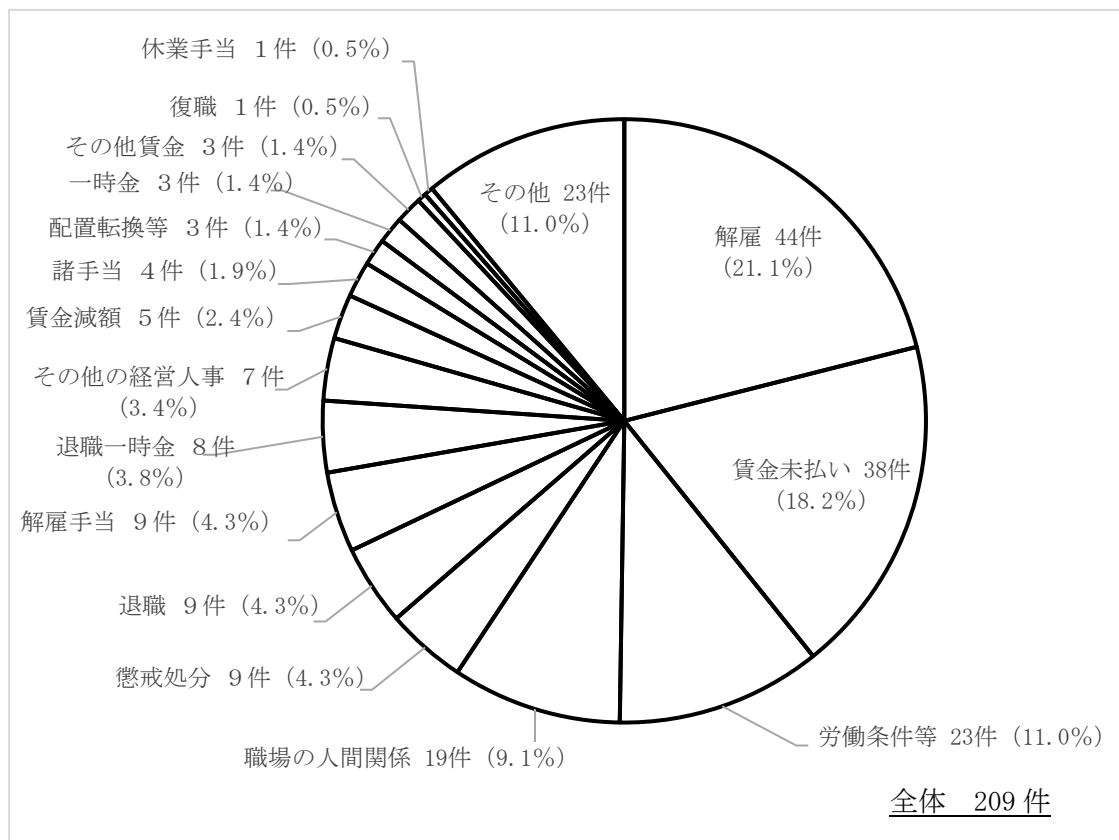
個別的労使関係調整事件を調整事項別にみると、「解雇」が44件(21.1%)で最も多く、次いで「賃金未払い」が38件(18.2%)、「労働条件等」が23件(各11.0%)の順となっている。パワハラやいじめ等の「職場の人間関係」も19件(9.1%)と、中小企業に対するパワーハラスメント防止措置が義務化された令和4年以降、特に増加している(表7、図4)。

表7 個別的労使関係調整事件の調整事項別申請件数

	解雇	配置転換等	復職	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払い	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	休業手当	諸手当	その他賃金	労働条件等	職場の人間関係	その他	計
H13	1				1	1	2	1			1						1	8
H14																		0
H15	6					1	2				2							11
H16	3						3			2								8
H17	1									1								2
H18	4						1				1							6
H19	1			1			1			1				1	1			6
H20	3			1			1								1	1	1	8
H21	7						2											9
H22	1	1					2									1	1	6
H23	1					1	1		1				1				1	6
H24	1			2													2	5
H25																		0
H26		1		1		1										1		4
H27	2	1		1			1			2				1		2		10
H28	3				2		9	4			2		1		14	3		38
H29	2		1		5		6		1	2			1		3	2	1	24
H30				1	1		1								1		1	5
R元	2						1								1		1	5
R 2	2						1				1	1				1		6
R 3	2			1		1								1	1		2	8
R 4	1						1				1		1			1	2	7
R 5				1		1	3		1							2	2	10
R 6	1					1					1					2	2	7
R 7															1	3	6	10
計	44	3	1	9	9	7	38	5	3	8	9	1	4	3	23	19	23	209

(注) 複数の内容を含む調整もあるため、合計は申請件数に一致しない。

図4 個別的労使関係調整事件の調整事項別件数【H13～R7】



2 終結状況

(1) 終結区分別件数及び解決状況

個別的労使関係調整事件を終結区分別にみると、114件のうち、解決が53件(46.5%)、打切りが20件(17.5%)、不開始が33件(29.0%)、取下げが8件(7.0%)であった。

また、不開始・取下げを除く終結事件73件に対する解決率は、72.6%であった(表8、図5)。

個別的労使関係調整事件の申請に対し、被申請者側が応じるか否かは任意である。被申請者が調整に応じない場合は不開始として取り扱うこととなり、応諾した場合でも解決に至らなかった場合は打切りとなる。

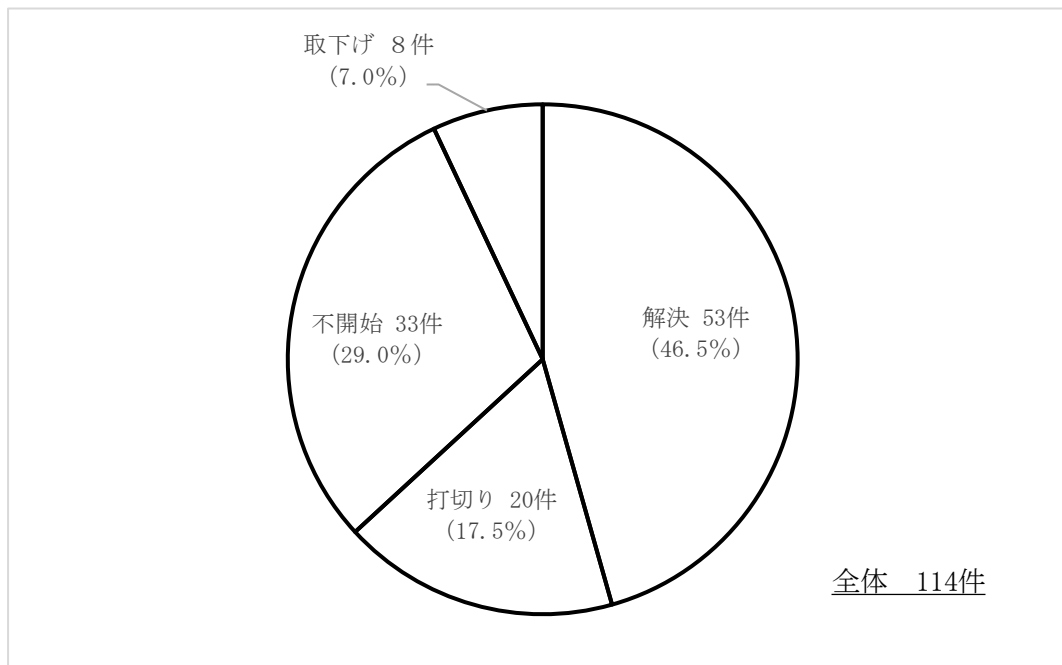
表8 個別的労使関係調整事件の終結区分別件数及び解決率

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
解決	2		2	5	2	4	4	3	3	3	1		
打切り				1		1	1	2	4	1		3	
不開始	3		5										
取下げ				2		1		1			1		
計	5	0	7	8	2	6	5	6	7	4	2	3	0
解決率(%)	100.0	—	100.0	83.3	100.0	80.0	80.0	60.0	42.9	75.0	100.0	—	—

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
解決		4	6	4	1	2	1	1			4	1	53
打切り	1	1		1	1			2				1	20
不開始	1	1	2	5	2		3	1	2	4	1	3	33
取下げ			2	1									8
計	2	6	10	11	4	2	4	4	2	4	5	5	114
解決率(%)	—	80.0	100.0	80.0	50.0	100.0	100.0	33.3	—	—	100.0	50.0	72.6

(注) 解決率は、取下げ・不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率である。

図5 個別的労使関係調整事件の終結区分別件数【H13～R 7】



(2) 処理日数

個別的労使関係調整事件を処理日数別にみると、不開始・取下げを除く73件の平均処理日数は、36.7日であった(表9)。概ね1か月から2か月程度で終結されるケースが多く、迅速な処理が図られている(図6)。

表9 個別的労使関係調整事件の処理日数別件数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
10日以内	2					2	3		1				
11～20日			1	1	1	3	2	2	3	2			
21～30日			1	2	1			2	1	2			
31～40日				1				1	2			2	
41～60日				2								1	
61～100日											1		
101日以上													
平均処理日数	2.0	—	19.0	34.2	23.0	12.0	11.8	24.2	23.4	19.5	71.0	38.0	—

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
10日以内													8
11～20日													15
21～30日			1		1								11
31～40日	1	1		1		1		1			1		12
41～60日		4	2	3	1		1	1			1	1	17
61～100日			3	1		1		1			1	1	9
101日以上											1		1
平均処理日数	36.0	49.0	61.7	49.4	39.0	56.5	44.0	59.3	—	—	72.3	61.0	36.7

(注) 処理日数は、申請の受付日から終結日までの日数であり、不開始・取下げを除く。

図6 個別的労使関係調整事件の処理日数別件数【H13～R 7】

